

## 景品に関するQ & A（共同懸賞について） 目次一覧

(注) 必ずしもQの番号どおりには並んでいません。また、複数のカテゴリに分類されるものについては重複して記載されています。

番号	設問	
<b>共同懸賞について</b>		
Q98	共同懸賞とは	共同懸賞とは、どのようなものなのでしょうか。
Q99	共同懸賞で実施できない場合	複数の事業者が共同して行う懸賞であって、 1 一定の地域における小売業者又はサービス業者の相当多数が共同して行う場合 2 一の商店街に属する小売業者又はサービス業者の相当多数が共同して行う場合（ただし、中元、年末等の時期において、年3回を限度とし、かつ、年間通算して70日の期間内で行う場合に限られます。） 3 一定の地域において一定の種類の事業を行う事業者の相当多数が共同して行う場合 のいずれかに該当すれば、共同懸賞として実施できるということでよいですか。
Q100	共同懸賞の景品規制の概要	共同懸賞の場合の景品規制を教えてください。
Q101	「一定の地域」の考え方	共同懸賞に該当する場合として、「一定の地域における小売業者又はサービス業者の相当多数が共同して行う場合」が挙げられていますが、「一定の地域」とは具体的にはどの程度の範囲を指すのでしょうか。
Q102	「一定の種類の事業」の考え方	共同懸賞に該当する場合として「一定の地域において一定の種類の事業を行う事業者の相当多数が共同して行う場合」が挙げられていますが、「一定の種類の事業」の考え方を教えてください。
Q103	「相当多数」の考え方	共同懸賞に該当する場合として、「一定の地域における小売業者又はサービス業者」や「一定の地域において一定の種類の事業を行う事業者」の、「相当多数」が共同して行う場合が挙げられていますが、この場合の「相当多数」とは、具体的にはどの程度の数なのでしょうか。
Q104	商店街が行う懸賞における「一の商店街」の考え方	共同懸賞に該当する場合として「一の商店街に属する小売業者又はサービス業者の相当多数が共同して行う場合」が挙げられていますが、「一の商店街」の考え方を教えてください。

Q105	複数の事業者が共同して実施する場合	食品メーカー A とコンビニエンスストア B が共同して、コンビニエンスストア B の店舗で食品メーカー A の商品を購入すると懸賞に応募できる企画をする場合、共同懸賞として実施できますか。
Q106	フランチャイズチェーンが共同して実施する場合	<p>当社はコンビニエンスストア「○○ストア」のフランチャイズチェーン本部です。このたび、A 市に所在する加盟店 50 店が全て参加して懸賞を行うこととなりました。</p> <p>コンビニエンスストアは日本標準産業分類の細分類に掲げられている種類の事業ですし、市内の加盟店は全て参加しますので、この懸賞は共同懸賞として実施できますか。</p> <p>なお、同市では、他のコンビニエンスストアが 50 店舗以上存在しています。</p>
Q107	複数の商店街が 1 つの共同懸賞を実施することは可能か	<p>複数の商店街が会員となっている商店街振興組合連合会が主催する懸賞は、共同懸賞として実施できますか。</p> <p>会員である商店街は、小売業者又はサービス業者が 30 人以上で形成しているもののほか、30 人に満たずに形成しているものもあります。</p>
Q108	オンラインショッピングモールで共同懸賞を実施することは可能か	複数の販売業者が出店しているオンラインショッピングモールにおいて、出店している 500 の事業者全てが共同して懸賞を行う場合、共同懸賞として実施できますか。
Q97	共同懸賞と一般懸賞を同時に実施する場合	<p>当店は、年末企画として商店街で実施される共同懸賞に参加する予定なのですが、同時期に同期間、当店独自の懸賞を行いたいと考えています。</p> <p>応募は、共同懸賞と当店独自の懸賞ともに、期間内に商品を合計で 5,000 円以上（レシート合算で 5,000 円以上）購入することが条件となります。この場合に当店と商店街それぞれで提供できる景品類の価額はどのように算定すればよいのでしょうか。</p> <p>なお、商店街の共同懸賞と当店の懸賞は、重複当選を制限していません。</p>